

# 山口市協働のまちづくり条例（解説付）

## 前文

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 市民の権利及び役割（第4条・第5条）

第3章 協働

第1節 協働によるまちづくり（第6条－第10条）

第2節 地域コミュニティ（第11条－第13条）

第3節 市民活動団体（第14条－第16条）

第4章 市政への参画（第17条－第19条）

第5章 市の責務（第20条－第23条）

第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会（第24条－第26条）

第7章 条例の尊重及び見直し（第27条・第28条）

第8章 雑則（第29条）

この条例は、平成20年9月29日に「山口市協働のまちづくり市民会議」から提出された提言書（条例素案）をもとに条例案を作成し、同年12月議会において制定されたもので、市民のみなさんとの協働によってできあがりました。

【条文の趣旨】…各条文の趣旨を記載しています。

【条文の説明】…各条文や条項の説明を加えています。内容は市民会議でまとめられたものです。

【用語の補足説明】…解説文の中の用語について補足説明をしています。

(前文)

山口市は、波穏やかな瀬戸内海と中国山地の古層の山々を共に擁<sup>よう</sup>し、豊かな森や川、海に恵まれ、田園の豊潤さが育んだ堅実な精神性をよりどころとする風土を築いてきました。また、先人たちの築いた大いなる歴史・文化の伝統にも支えられ、これまで山口県における政治・行政、教育・文化等の中心的役割を担い、多くの優れた人材を輩出してきました。今後、経済や産業、学術文化等の様々な分野を振興し、広域的に質の高い都市的サービスを提供するなど、広域県央中核都市としてますますの発展が期待されています。

このように、将来性豊かな私たちのまちは、先人のたゆまぬ努力によって培われたものであり、これをさらに発展させて次代に伝えていくことが、私たちの重要な使命です。住んで良かったと思えるまち、訪れてみたいと思えるまち、人との絆<sup>きずな</sup>を大切に共生の心を育むまち、生涯にわたって平等に学びあえるまち、子どもたちが夢と希望を持ち健やかに成長できるまちをつくっていくには、生活者としての市民が持つ、豊かな創造性と社会経験を十分に生かし、市民も自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していかなければなりません。

そのためには、市民と市、また市民同士が、相互にその特長を認め合いながら、協働してまちづくりを進めていくとともに、地域社会を構成する多様な主体が、共に地域社会を支えるパートナーであることを認識し合い、市民と市との適切な役割分担のもと、連携してまちづくりに取り組んでいく必要があります。

このような認識の下に、100年先、200年先へとつながるまちづくりの礎<sup>いしずえ</sup>となるよう、市民と市、また市民同士が、協働してまちづくりを進めるために必要なルールを示すものとして、この条例を制定します。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、市民の参加及び協働によるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民及び市の役割を明らかにし、それぞれが共に考え、協力し、及び行動し、もって個性豊かで活力のある自立した地域社会の実現を図ることを目的とする。

#### 【条文の趣旨】

第1条は、この条例の目的を規定しています。目的規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、各条文の解釈となるものです。

#### 【条文の説明】

この条例は、『まちづくりの主役は市民である』という考え方のもと、市民の参加と協働によるまちづくりを市民のみなさんに身近なものとするため、わかりやすいルール（社会を円滑に運営するための決まり）や仕組みを定めています。

『参加』とは、地域活動や市民活動などのまちづくりへの参加や、市政への参画（市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程に主体的に関わり、意見や提案などを行うこと、第4章関係）のことです。

条例によって、より多くの市民が行政と一緒にあって、『個性豊かで活力ある自立した地域社会』の実現を目指し、誰もが住みたい、住み続けたい、暮らしやすいと思う山口市を次代（次の時代、次の世代）に引き継ぎたいと考えています。

『個性豊か』とは、それぞれの地域の特徴を生かし、大切にし、自主性や独自性があることです。

『活力がある』とは、これからも永く暮らせる、もっと心豊かで、住み良く、元気で持続可能なことです。

『自立した』とは、地域のことを一番わかっている市民が、自らが気づき、考え、実践していく、創意工夫のプロセス（過程）が地域住民の生きがいや満足感となり、地域のニーズ（要望）や特性に合わせたきめ細やかな公共サービスも提供できることです。

『地域』は、特定の区域を限定した区域ではなく、自治会などの班単位から、学校区や地区、山口市全体という広域での地域の概念も含んでいます。

なお、山口市総合計画（2008-2017）において、10年後のまちの目標を示していますが、この条例はそのまちづくりの進め方を示しています。旅行に例えれば、総合計画は目的地で、この条例はその行程や手段を示すものであると考えています。こうしたことから、総合計画なども踏まえた前文や目的となっています。



(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 住み良い豊かな地域社会をつくるための取組をいう。
- (2) 市民 市内に居住する者のほか、市内で働く者、学ぶ者及び公共的な活動を行う団体を含めたものをいう。
- (3) 市 市長その他の市の執行機関をいう。
- (4) 事業者 市内において営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (5) 協働 市民と市又は市民同士が相互に相手の特性を理解及び尊重し、共通の目的に向かい、責任及び役割分担を明確にし、共に取り組むことをいう。
- (6) 地域コミュニティ 地域住民が自主的に参加し、その総意及び協力により住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団をいう。
- (7) 市民活動 営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動で、公益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
  - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - ウ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下ウにおいて同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

【条文の趣旨】

第2条は、この条例で使用している用語の意義について規定しています。この条例の解釈にあたり、重要となる用語として、『まちづくり』、『市民』、『市』、『事業者』、『協働』、『地域コミュニティ』、『市民活動』の7つの用語を掲げ、その定義を示しています。

【条文の説明】

◎まちづくり(第1号)

この条例では、市民のみなさんが共に学びあい(教育活動)、文化や歴史を大切に(文化活動)、交流する活動により、地域を活性化する活動や、安心安全で快適に暮らせるための防犯・防災活動や環境保全・環境美化活動、地域福祉活動など、「住み良い豊かな地域社会」をつくるための活動や事業を『まちづくり』としています。

◎市民(第2号)

この条例では、『市民』を市内に居住する人のほか、市内で働く人や学ぶ人、さらに市内で地域活動や市民活動(NPO活動、ボランティア(自ら進んで社会奉仕活動をする人)活動)などの公共的な活動を行っている団体を含めています。

この条例では、『市民』を次のように考えています。

- ①市内に居住している人
- ②市外在住者で、市内で働く人や学ぶ人  
市内で公共的な活動をしている団体(構成員も含む)

このように、『市民』について「住民」を基本に考え、市民の範囲を広げて定義しているのは、地域社会が抱える様々な課題の解決やまちづくりを進めていくためには、山口市に関係する幅広い人々が力を合わせていく必要があると考えているからです。

◎市（第3号）

地方自治法や地方公営企業法等により、独立して事務を執行する市長、各行政委員会、監査委員などの執行機関のことを『市』としています。

執行機関とは、独自の執行権を有し、担任する事務について、自治体としての意思決定を自ら行い、外部に表示することができる機関をいいます。

◎事業者（第4号）

『事業者』は、営利を目的に活動する企業や個人商店などのことをいいます。

◎協働（第5号）

『協働』とは、まちづくりの主体である市民と行政、市民同士が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、お互いの立場や特性を尊重しながら協力しあい、共に行動や活動することをいいます。

◎地域コミュニティ（第6号）

地域では、自治会や町内会をはじめとして、子ども会や婦人会、老人クラブ、PTA など地域性と共同意識を基盤に、地域内の課題に自ら取り組むことを目的として自主的（自らが決定して行うさま）に形成された団体などにより様々な社会活動が行われています。このように、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深める活動に関わる組織や団体を『地域コミュニティ』としています。

◎市民活動（第7号）

『市民活動』とは、市民自らが課題を見つけ、自発的（自ら進んでするさま）かつ自主的に取り組む営利を目的としない社会貢献活動をいいます。その活動は、阪神・淡路大震災を契機として顕在化し、特定非営利活動促進法（NPO 法）などの法的な基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。

また、市民活動を組織的かつ継続的に行う団体を『市民活動団体』としています。（第14条関係）

なお、市民活動から宗教の教義や政治上の主義を広めることを主たる目的とした活動、特定の候補者や政党を支持するなどを目的とする活動を除いたのは、特定非営利活動促進法（平成10年12月1日施行）における特定非営利活動法人の要件の規定と同じ考え方から、広く市民を対象にする協働によるまちづくりについて規定するこの条例の趣旨に合致しないと考えるためです。

【用語の補足説明】

NPO……Non（非）-Profit（利益）-Organization（組織）の略で、営利を目的としないで、社会的使命（ミッション）の実現を目的とする民間組織のことで、「民間非営利組織」と呼ばれています。「非営利」とは、無償で活動したり、活動により利益を上げないということではなく、収益から費用を差し引いた利益を団体の構成員に分配せず、その利益を団体本来の社会貢献活動の費用とすることを意味しています。

### (基本理念)

第3条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民及び市は、自助、共助及び公助という社会の役割分担のあり方に基づき、それぞれの果たすべき責任及び役割を理解し、協働してまちづくりを推進するものとする。

3 市民及び市は、まちづくりに関する互いの情報を共有するものとする。

#### 【条文の趣旨】

第3条は、まちづくりを進めていくうえで常に考えておくべき基本的な考え方を基本理念として規定しています。

#### 【条文の説明】

この条例の基本理念として、

- ①『主体的な市民の参加』
- ②『自助・共助・公助（補完性の原理）の理念に基づく協働によるまちづくり』
- ③『情報の共有』 という3つの考え方を示しています。

第4条以降に、その具体的な内容を示しています。

『参加』とは、地域活動や市民活動への参加や、市政への参画（市の基本的な計画の立案から実施、評価の過程に主体的に関わって意見や提言を行うこと、第4章関係）のことです。

#### 【用語の補足説明】

補完性の原理…問題をより身近なところで解決しようとする考え方で、個人（家庭）が自立した生活を送る（自助）ことを基本として、援助の必要な身近な課題は地縁や社会的な使命を持った市民活動が支え（共助）、これらの活動では解決の難しい課題や非効率なものについては行政が担う（公助）というものです。

## 第2章 市民の権利及び役割

### (市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

2 市民は、市政に対して意見を提言する権利を有する。

3 市民は、市の保有するまちづくりに関する情報を知る権利を有する。

#### 【条文の趣旨】

第4条では、市民の参加と協働によるまちづくりを推進し、「住民自治」の確立を目指していくための市民の権利を規定しています。すべての市民がまちづくりに参加する権利があり、また、市政にも意見を提言し、参画する権利があるとともに、行政が保有するまちづくりに関する情報を知る権利があることについて規定しています。

#### 【条文の説明】

この条例では、市民を居住する人のほか、市内で働く人や学ぶ人、また市内で公共的な活動する団体まで幅広く定義していますが、この第4条ではまちづくりの原動力となる市民個人の権利に重点を置いています。

#### 《第1項》

まちづくりの主役は市民であり、すべての市民は、年齢や性別に関係なく、まちづくりに参加する権利が

あるとしています。まちづくりに参加する上ではみな平等であり、参加しないことによって不利益な扱いを受けることはありません。

《第2項》

これからのまちづくりは、市民と行政が共に考えて進めていかなければなりません。そのためには、さらに市民に開かれた市政を実現し、市民も市政に関心を持つ必要があります。市民も市政に対して意見を述べる権利があるとしています。

《第3項》

まちづくりについて、市民が自ら考え、主体的に行動するためには、様々なまちづくりに関する情報が市民に必要です。そのため、市民は行政の保有するまちづくりの情報を知る権利があるとしています。

【用語の補足説明】

住民自治……「自治体の運営はその自治体の住民の意思に基づき、住民の参加によって行われるべき」という考えのもと、自治体経営に広く市民が参加し、地域内の課題をその地域のことを一番知っている住民が主体的に解決し、まちづくりを行っていくことをいいます。

**(市民の役割)**

**第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、地域社会に関心を持ち、及び自らができることを考え、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。**

【条文の趣旨】

第5条は、協働によるまちづくりを実現し、住民自治を確立していくため、まちづくりの主体は市民であることを明示し、その役割について規定しています。

この条例では、市民の定義を住んでいる人から市内で働き、学ぶ人そして市内で公共的な活動をする団体まで幅広く捉えていますが、第5条ではまちづくりの原動力となる市民個人の役割に重点を置いています。

(この条例素案を検討した市民会議では、市民の役割を規定するとき、「責務」とすべきか、「役割」とすべきかを議論しましたが、まちづくりは市民の自主性や主体性を重んじるべき事柄であるため、「役割」としました。)

【条文の説明】

市民は、自らがまちづくりの主体ということを自覚し、地域社会に興味や関心を持って、各々の責任において積極的にまちづくりに参加することとしています。

これは、市民の力なくしてまちづくりを進めることはできないからです。

しかし、参加をしないことによって不利益な扱いを受けたり、参加を強制されるものではありません。



### 第3章 協働

#### 第1節 協働によるまちづくり

(協働の推進)

第6条 市民及び市は、相互にそれぞれの特性を理解し合い、尊重し合い、及び補完し合いながら、協働によるまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

【条文の趣旨】

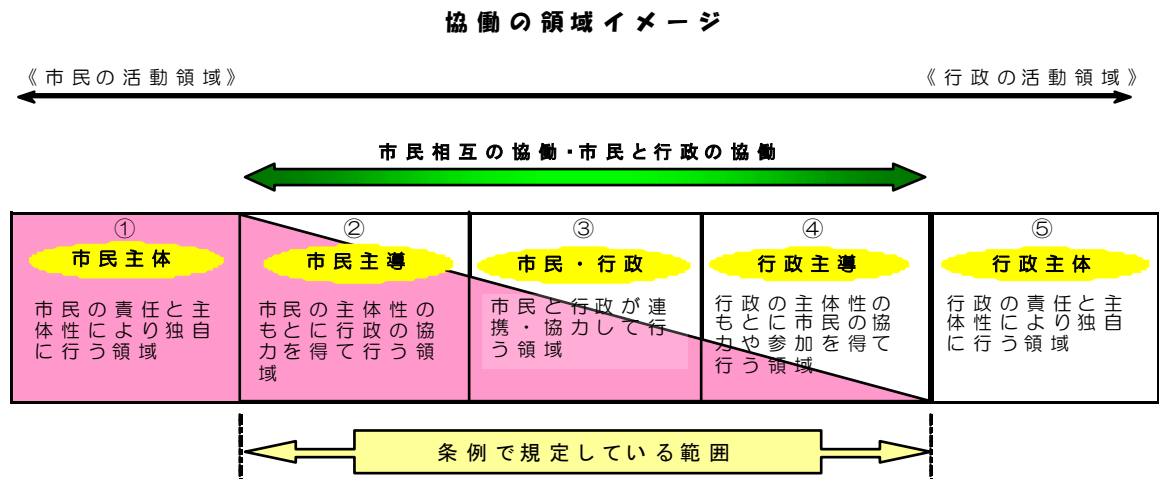
第6条は、協働によるまちづくりの基本的な進め方について規定しています。

【条文の説明】

地域課題の解決や心豊かに暮らせる地域社会の実現に向けて、まちづくりの主体である市民と行政、市民同士は、相互に協力し、連携してまちづくりを進めていくこととしています。

協働によるまちづくりを進めるにあたっては、相手を尊重し、理解することが重要になります。

また、協働する領域には、下図のように市民と行政、また市民同士がその責任と主体性を持って行う領域と、それぞれが役割分担しながら協力と連携で行う領域があると考えています。





(協働の環境づくり)

第7条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、活動拠点の整備等必要な環境づくりに努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、総合的かつ計画的な施策を実施するものとする。

【条文の趣旨】

第7条は、協働によるまちづくりを推進する上での環境づくりについて規定しています。

【条文の説明】

《第1項》

協働によるまちづくりを推進するため、市民と行政が一緒になって活動拠点の整備や情報発信などの必要な環境づくりを行うこととしています。

環境づくりとして、活動（交流）拠点の整備、意識啓発、情報発信、ネットワークの構築、市民の視点を生かした市民からのアイデア（考案・着想）や提案の募集、課題解決に向けて市民と行政が同じテーブルで協議する場をつくるなどの様々な取り組みを検討していきます。

また、地域で抱える課題は、より複雑化・高度化し、中には地域だけで解決することが難しいものもあります。そこで、専門的な知識も持つ人たちや他の地域・分野の人たちと交流・連携することにより、さらに新しい価値を生み出し、効果的に地域の課題を解決することが期待できます。こうしたことから、市民と行政、市民（団体）同士などを仲介したり、つないだりする「コーディネーター」の存在が必要となっています。このような役割を担うコーディネート機能についても検討していきます。

《第2項》

行政は、まちづくりに関わる様々な主体が公共を協働して担っていく環境を整備するため、総合的かつ計画的な施策を実施することとしています。

市では、協働によるまちづくりを着実に推進するための総合的かつ計画的な施策として、条例の施行に併せて「(仮称) 山口市協働推進プラン」を策定します。協働推進プランは、市民活動や地域活動を展開する団体の支援やボランティア意識の醸成など、市民の社会貢献活動の促進に対する環境づくりを進めるほか、地域コミュニティや市民活動団体等との協働のあり方など、これからの地域づくりの進め方を示した協働によるまちづくりの指針となるものです。

また市では、各地区に公民館を設置し、社会教育の推進と生涯学習社会の構築を目指していますが、平成21年4月から、従来の公民館の機能に加えて、自治会などの様々な地域コミュニティ、NPOやボランティア団体などの市民活動団体が施設を活用できる、総合的な地域づくりの活動拠点として「地域交流センター」を設置します。

【用語の補足説明】

中間支援機能……市民活動や地域の活動が抱える問題の解決に向けて、資金・人材・情報などの提供者と活動の主体との橋渡しやノウハウ（仕事のやり方などのコツ、知識）の提供、人材育成などを通じ、直接又は仲介役として間接的に支援を行う機能のことをいいます。

コーディネーター……まちづくりに関わる様々な主体の協働を促進するにあたり、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者を取り持ちながら事業を進める中立的かつ総合的な調整役のこと。市民と行政との協働推進においては、行政側や市民側それぞれに特有の課題があります。協働の場において、市民と行政の間や市民同士の間立ち、意見調整や事業の進行管理等を行い、協働を効果的で有意義なものとする役割を担う中立的な立場の人をいいます。

### (人づくり)

**第8条 市民及び市は、まちづくりの担い手を発掘し、又は育成するよう努めるものとする。**  
**2 市は、まちづくりを支える人材を支援するよう努めるものとする。**

#### 【条文の趣旨】

第8条は、市民主体のまちづくりを行うための人づくりについて規定しています。

#### 【条文の説明】

この条文は、第7条の「協働の環境づくり」の中でも特に重要な「人づくり」について条文化したものです。

地域コミュニティや市民活動団体などの多くが直面している課題として、『人材』の問題があります。「役員になる人がいない。」「会員の確保が難しい。」「コーディネーター的人材が不足している。」「マネジメント（経営管理）能力のある人材が不足している。」などといった声が多く聞かれます。今後、様々な地域の活動や市民活動が活性化するためには、『人づくり』が非常に重要となります。

#### 《第1項》

まちづくりの主体である市民が積極的かつ継続的にまちづくりに取り組むためには、その担い手となる人材を発掘し、育成することが急務となっています。

そのため、市民と行政双方が人材の発掘や育成に努めることとしています。

#### 《第2項》

行政は、市民を対象とした各種セミナー（講習会）や講座の開催、様々な情報提供、活動への支援などを通じて、人材支援に努めることとしています。

### (情報の共有)

**第9条 市民及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、相互にまちづくりに関する情報を提供することにより、その情報の共有に努めるものとする。ただし、情報の提供及び共有に当たっては、市民の権利及び利益を侵害しないよう配慮しなければならない。**

#### 【条文の趣旨】

第9条は、まちづくりへの参加や協働によるまちづくりを推進するため、情報の共有について規定しています。

#### 【条文の説明】

まちづくりを進めていくうえで、協働のパートナー（物事に共に取り組む相手、仲間）同士が持っている情報を共有することは、非常に重要です。そのため、市民と行政双方が情報提供を行い、情報の共有化に努めることとしています。

これまで本市では「山口市情報公開条例」や「山口市個人情報保護条例」を制定し、運用しています。行政がまちづくりに関する情報を積極的に公開・提供することはもちろんですが、この条例では市民が保有する情報も積極的に提供し、情報の共有化を図りながら、まちづくりを進めていこうという考え方を示しています。

しかし、まちづくりの情報の中には個人情報が含まれるものもあります。そのため、個人情報の収集や提供、共有にあたっては、市民の権利や利益を侵害しないように十分に配慮しなければいけません。

### (事業者及び教育機関の協力)

第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、公共的又は公益的な活動に協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

2 教育機関は、保有する人材、学術的資源等を活用するとともに、様々なまちづくりの主体と連携及び協力し、協働によるまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第10条は、協働によるまちづくりの一員である事業者や教育機関の役割について規定しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

事業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図りながら、様々な地域の活動や市民活動に協力することとしています。

事業者自らが社会貢献活動を通じて、積極的にまちづくりに参加することもありますし、様々な活動に対する側面的な支援を行うことなども考えられます。

側面的な支援としては、従業員等に地域の活動や市民活動に参加しやすい環境をつくったり、活動に対する助成や寄付、また物的な支援を行うなど様々な形が考えられます。

##### 《第2項》

市内には、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校、大学などの様々な教育機関があり、児童や生徒、学生が多数在籍しています。また、専門的で多分野にわたる学術的な資源も保有しています。

こうした様々な資源を生かして、現在も地域貢献活動や社会貢献活動を実践している教育機関もありますので、そうした活動が今以上に促進されることを期待しています。

## 第2節 地域コミュニティ

### (地域コミュニティの役割)

第11条 地域コミュニティは、地域住民のつながりを強くするとともに、地域の課題の解決に向けて計画的に取り組み、安心かつ安全な地域づくりに努めるものとする。

2 地域コミュニティは、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第11条は、協働によるまちづくりを推進する上での地域コミュニティの役割について規定しています。

この条文は、第14条の市民活動団体の役割に関する規定と並列的に記述しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

地域コミュニティとは、自治会をはじめとして、子ども会や婦人会、老人クラブ、PTAなどの地縁を主なつながりとした、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により、住み良い地域社会をつくることを目的として構成された集団のことをいいます。

これからの地域づくりでは、地域のことは地域が一番よくわかっていますので、地域のことはまず地域で考えて解決していく、「自分たちでやれることは自分たちでやろう」という「住民自治のまちづくり」が重要になってきます。

こうしたことから、地域コミュニティは、安心・安全で住み良い地域社会を築いていくために、住民同士が親睦を図り、絆を深め、互いに助け合いながら、地域の課題に計画的に取り組んでいくこととしています。

《第2項》

地域の課題は、多種多様化、複雑化、高度化しています。そうした地域課題を解決するため、地域コミュニティは、まちづくりに関わる様々な主体と連携、協力していくことも必要です。

地域コミュニティは、地域に密着した活動を展開するうえで、その地域の特性を生かし、まちづくりに関わる様々な主体と連携しながら、協働によるまちづくりの推進に努めることとしています。

**(地域コミュニティ活動の推進)**

**第12条 市民は、地域コミュニティ活動への理解を深め、その活動に自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。**

**2 市民は、自らが地域コミュニティの担い手であることを認識し、そのコミュニティを守り育てるよう努めるものとする。**

【条文の趣旨】

第12条は、地域コミュニティが協働によるまちづくりを推進するための市民の役割について規定しています。

この条文は、第15条の市民活動の推進に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

《第1項》

安心・安全で住み良い地域社会を築いていくために、市民一人ひとりがまちづくりの主役であるという認識を持ち、地域コミュニティ活動に自主的に参加、又は協力することとしています。

《第2項》

市民は、自らが地域コミュニティを動かす原動力であることを認識し、その活動が継続的かつ安定して行えるように、地域コミュニティを大切に守り育てていくこととしています。

**(地域コミュニティ活動への支援)**

**第13条 市は、地域コミュニティ活動を促進するため、地域コミュニティに対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。**

【条文の趣旨】

第13条は、地域コミュニティ活動に対する市の支援について規定しています。

この条文は、第16条の市民活動団体への支援に関する規定と並列的に記述しています。

【条文の説明】

市は、地域コミュニティ活動が促進するため、必要な支援をすることとしています。

地域コミュニティに対して行う市の支援は、地域コミュニティの主体的なまちづくりを支援するためのものであり、地域コミュニティの自主性、自立性が損なわれないように配慮する必要があることから、「自主性及び自立性を尊重しなければならない」と表現しています。

### 第3節 市民活動団体

#### (市民活動団体の役割)

第14条 市民活動を組織的かつ継続的に行う団体（以下「市民活動団体」という。）は、市民活動の持つ社会的意義を自覚するとともに、自らの持つ知識、専門性等を生かし、まちづくりに貢献するよう努めるものとする。

2 市民活動団体は、積極的に情報提供を行い、活動の輪を広げるとともに、自らの活動内容が市民に理解されるよう努めるものとする。

3 市民活動団体は、様々なまちづくりの主体と交流及び連携し、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第14条は、協働によるまちづくりを推進する上での、市民活動団体の役割について規定しています。この条文は、第11条の地域コミュニティの役割に関する規定と並列的に記述しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

市民活動とは、営利を目的としない市民の自発的かつ自主的な社会貢献活動で、阪神・淡路大震災を契機として顕在化し、特定非営利活動促進法（NPO法）などの法的な基盤も整備されたことにより、多様な公益的サービスの担い手、社会を支える新たな力として広く認識されるようになりました。

そして、市民活動には、次のような特性や特徴があります。

- ①自主性、主体性
- ②個別性、多様性
- ③先駆性、開拓性
- ④柔軟性、機動性
- ⑤専門性、提言性
- ⑥地域性、当事者性

こうしたことから、市民活動団体は、自らが取り組む活動が果たす社会的意義を自覚し、自らの持つ専門性や先駆性等を生かし、自己の責任のもと、協働によるまちづくりに貢献するよう努めることとしています。

##### 《第2項》

市民活動団体がその活動を継続していくためには、自らの活動が広く市民に理解され、受け入れられるよう努めることが必要です。

また、市民活動団体は、市民活動に参加して地域社会に貢献したいと願う市民に対して、市民活動に参加するきっかけをつくり、その楽しさを理解してもらう必要があります。

そのためにも、各市民活動団体の特性や参加のきっかけとなる分かりやすい情報提供を行い、市民意識の醸成を図っていくとともに、市民活動を行う団体自身もその活動が社会的な評価を受けるためには、自らの活動を広く情報公開することにより、透明性を確保することも必要です。

##### 《第3項》

市民活動を活性化していくためには、市民活動団体同士やまちづくりに関わる様々な主体との連携や協力が必要になります。

地域コミュニティと同様に、市民活動団体もまちづくりに関わる様々な主体との情報交換やネットワークによってまちづくりを推進することとしています。

### (市民活動の推進)

第15条 市民は、市民活動への理解を深め、その活動に自発的かつ自主的に参加し、又は協力するよう努めるものとする。

#### 【条文の趣旨】

第15条は、市民活動を推進するための市民の役割について規定しています。

この条文は、第12条の地域コミュニティ活動の推進に関する規定と並列的に記述しています。

#### 【条文の説明】

市民活動はその目的に応じて様々な分野にわたっており、市民は、自分の関心のある分野の活動に自発的に参加または協力し、自らの経験や能力を生かして、社会に貢献することにより、生きがいを得ることができます。

また、市民一人ひとりが市民活動の果たす社会的な意義や役割を理解し、その活動を応援することで、市民活動団体を動かす原動力となり、まちづくりに貢献することもできます。

そのため、市民は、自発的かつ自主的に市民活動に参加、又は協力することとしています。

### (市民活動への支援)

第16条 市は、市民活動を促進するため、市民活動団体に対してまちづくりに関する情報の提供、活動拠点の整備等必要な支援をするものとする。この場合において、市は、市民活動団体の自主性及び自立性を尊重しなければならない。

#### 【条文の趣旨】

第16条は、市民活動に対する市の支援について規定しています。

この条文は、第13条の地域コミュニティ活動への支援に関する規定と並列的に記述しています。

#### 【条文の説明】

市は、市民活動が促進するため、必要な支援をすることとしています。

市民活動への支援としては、情報・ノウハウの提供のほか、交流の場や活動拠点の整備、財政的な支援等が考えられます。また、市では市民活動支援センター（さぼらんて）を設置していますが、今後はその機能の充実も図っていきます。

市民活動への支援を行うにあたっては、その活動の公益性や活動内容の透明性、及び市が行った支援による効果について詳しく検証していく必要があります。



## 第4章 市政への参画

### (市政への参画)

第17条 市民は、市の総合計画その他の基本的な計画の立案から実施及び評価に至る過程において参画することができる。

2 市は、市民が市政に参画する権利を保障するため、参画機会の確保に努めなければならない。

3 市は、市民の意思が適切に反映されるよう、行政運営を行わなければならない。

#### 【条文の趣旨】

第17条は、市政への市民の参画、開かれた市政を実現するための市民の権利と行政の役割について規定しています。また、市民の参画を基本とした行政運営について定めています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

市民は、市の基本的な計画の立案から実施、評価に至る過程において、意見や提案を行うなど市政に参画することができるとしています。

##### 《第2項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、立案から実施、評価までのプロセス（過程）において参画する機会を確保し、市民の市政への参画をより身近なものにすることとしています。

##### 《第3項》

市は、協働によるまちづくりを進めるために、市民の意思を的確に把握し、施策に適切に反映するように行政運営を行うこととしています。

### (パブリック・コメント)

第18条 市は、市の総合計画その他の基本的な計画を策定するときは、パブリック・コメント（市が基本的な計画の策定に当たり、事前に案を公表し、市民の意見等を求める手続をいう。）を実施するものとする。

2 市は、前項の規定により提出された意見等に対する市の考え方を公表しなければならない。

#### 【条文の趣旨】

第18条では、「パブリック・コメント」を第17条で保障されている市政への参画の手法の一つとして位置づけ、市民が意見表明する制度である「パブリック・コメント」について規定しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

市が市民生活に大きな影響を及ぼすような基本的な計画の策定などを行うにあたっては、早い段階において案を事前に公表し、市民からその案についての意見を募集することとしています。

##### 《第2項》

市民からの意見を聴取するだけでなく、提出された意見の内容及びその意見に対する市の考え方を公表していくこととしています。

【用語の補足説明】

パブリック・コメント…パブリック・コメントは、市の執行機関が、重要な計画等を策定する際に、市民が意見等を述べる機会を保障し、また提出された意見に対する市の考え方を公表することにより、説明責任を果たし、市政への参画の促進、市政の透明性・公正性の向上を図ることを目的として実施するものです。

なおパブリック・コメントは、市民に賛否を問い、意見等の多寡により判断するような投票制度ではありません。

(附属機関等の委員)

第19条 市は、附属機関等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する合議制の組織をいう。次項において同じ。）の委員に市民を選任するときは、その全部又は一部を公募により選考するよう努めなければならない。

2 市は、附属機関等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域性等を考慮し、幅広い分野から人材を登用することにより、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

第19条は、市民の市政への参画を進めるため、附属機関等の委員選任のあり方について規定しています。

【条文の説明】

附属機関とは法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

学識経験者や関係者、一般市民等で構成する附属機関等は、行政のプロセスにおいて重要な役割を担っており、市政への参画を実現する重要な方法の一つとして位置づけられています。

附属機関等は、その設置目的や役割が多様であり、専門性を必要とされる場合も多くありますので、委員の構成については、附属機関等の設置目的や役割等に応じて、公募委員比率、男女委員比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、選任することとしています。

《第1項》

市政に市民の視点からの意見を反映させ、より一層の市政への参画を推進するという観点から、附属機関等には公募委員を含めるよう努めることとしています。

《第2項》

市は附属機関の委員を選任するにあたっては、多様な意見を市政に反映するため、次の点について考慮するよう努めることとしています。

- ①「男女比率」については、男女共同参画の推進の観点から、
- ②「年齢構成」については、幅広い世代の意見を反映させるという観点から、
- ③「地域性」については、特定の地域への偏りを避け、特色のある地域ごとの意見を反映させるという観点から、これらを総合的に考慮して、幅広い分野から人材を登用するよう努めることとしています。

【用語の補足説明】

附属機関…法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審査会や審議会、委員会等の機関のことをいいます。



またこの他に、学識経験を有する者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として、要綱等により設置される委員会や協議会等の「私的諮問機関」もあります。

## 第5章 市の責務

### (行政運営)

第20条 市は、効率的で質の高い行政サービスの提供を図り、市民の満足度の向上に努めなければならない。

2 市は、社会経済情勢の変化、多様化する課題等に的確に対応するため、市民にわかりやすく機能的かつ効率的な組織運営に努めなければならない。

#### 【条文の趣旨】

第20条は、協働によるまちづくりを推進する上での行政運営のあり方について規定しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

市は、これからの公共サービスを提供する際には、より効率的で質の高い行政サービスを提供し、市民の満足度を向上するよう努めることとしています。

##### 《第2項》

市は、社会情勢の変化や様々な課題に対応した行政サービスを提供するため、市民にとってわかりやすい、効率的で機能的な組織運営を行うよう努めることとしています。

### (市職員の育成、意識改革等)

第21条 市長は、市職員に対して協働によるまちづくりに関する研修等を実施し、市職員がその重要性の認識を深めるよう努めなければならない。

2 市職員は、自らの職務遂行能力の向上のための自己啓発に努めるとともに、市民との協働の視点に立ち、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。

3 市職員は、自らも地域社会の一員として、積極的にまちづくりに参加するよう努めなければならない。

#### 【条文の趣旨】

第21条は、市民と行政が協働してまちづくりを行うための、市職員の育成や自己啓発などについて規定しています。

地方公共団体の長（市長）の権限に属する事務は、長の補助機関（長がその権限に属する事務を執行するに当たって、長を補助するもの）である職員によって行われ、対外的には長の名で執行されます。こうしたことから、市職員の育成について市長の役割を示しています。

#### 【条文の説明】

##### 《第1項》

地方分権が進展するなか、市民の参加や協働によるまちづくりを進めていくためには、市職員も協働の重要性について認識を深めていく必要があります。そのため、研修などを通じて市職員の育成や意識改革を図っていくこととしています。

《第2項》

協働によるまちづくりを推進するためには、今以上に市職員の職務遂行能力の向上や資質の向上が求められるため、市職員は自己啓発に努めます。また、まちづくりの主役は市民であるということを踏まえ、市職員は市民との信頼関係のもとでまちづくりを推進していくこととしています。

《第3項》

協働によるまちづくりを進めるため、市職員自らも地域社会の一員として地域コミュニティ活動や市民活動などのまちづくりの活動に積極的に参加することとしています。

【用語の補足説明】

地方分権…地方公共団体に地方自治の主体として、国に集中している権限や財源を移し、都道府県や市町村が、自主的・自立的に、地域の実情に合った行政を展開できるように制度を変えていこうとするものであり、「自分たちの住んでいる地域のことは、自分たちで決められる仕組みにし、地域の特色を生かしたまちづくりを進めていこう」とするものです。

(説明責任)

第22条 市は、施策の立案から実施及び評価に至る過程の各段階において、その内容、効果等を市民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

2 市は、市民からの市政に関する質問、意見、要望等に対し、適切にこたえるよう努めなければならない。

【条文の趣旨】

第22条は、説明責任と応答責任について規定しています。

【条文の説明】

《第1項》

市は、施策の立案から実施、評価の各段階において、実施する施策の内容やその効果について市民に理解を得るため、わかりやすく説明する責任があります。

従来の説明責任は、事後（結果）の説明に重点が置かれていましたが、今後、施策の計画段階からその内容や必要性などについて説明し、市民に理解が得られるよう努めることとしています。

《第2項》

市は、市民からの質問や意見、要望等に対し、適切にこたえることとしています。

【用語の補足説明】

説明責任…市民に対し、市の業務についての行為の理由若しくは行為の根拠を明らかにし、納得が得られるようわかりやすく説明することをいいます。アカウンタビリティ(Accountability)ともいわれます。

**(情報の提供)**

**第23条** 市は、市の財政状況のほか、市の総合計画その他の基本的な計画に関する情報を、適切な時期及び方法により、市民にわかりやすく提供するように努めなければならない。

**【条文の趣旨】**

第23条は、市の財政状況や総合計画などの基本的な計画に関する市政運営の情報について、適切な時期と方法により、市民にわかりやすく提供することについて規定しています。

**【条文の説明】**

市民が市の財政状況や総合計画などの市の基本的な計画に関する情報を知ることは、協働によるまちづくりを進めるうえで大切な取り組みです。

そのため、市民に市の財政状況などの基本的な計画に関する情報についてわかりやすい資料を作成し、その内容に応じ、適切な時期に、また適切な方法により提供することとしています。

情報の提供により、多くの市民がまちづくりに主体的に参加し、協働によるまちづくりを推進することができると思っています

なお、情報の提供は、市報や市ホームページ、市政情報コーナーなどの様々な媒体を通じて、情報の受け手である市民にわかりやすく行うこととしています。

## 第6章 山口市協働のまちづくり推進委員会

**(山口市協働のまちづくり推進委員会)**

**第24条** 市長は、この条例の実効性を高めるため、山口市協働のまちづくり推進委員会（以下この章において「委員会」という。）を設置する。

**【条文の趣旨】**

条例の施行後、この条例の目的が実現されているか、条文の趣旨に沿った運用がなされているかなど、その進行を管理し、実効性を確保することが重要になります。

そのため、第24条は、本条例の適切な運用状況を市民の立場から見守り、条例の進行管理と見直しなどについて意見を述べるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、「山口市協働のまちづくり推進委員会」を設置することについて規定しています。

（第25条と第26条で、所掌事務や組織を定めています。）

**【条文の説明】**

この条例の適切な運用の進行管理を見守り、この条例の実効性を高めるため、市長の附属機関として委員会を設置することとしています。

**【用語の補足説明】**

附属機関……法律又は条例の定めるところにより、行政執行の前提となる調査、審査等を行うために市が設置する審査会、審議会等の機関のことをいいます。

(所掌事務)

第25条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、市長に答申するものとする。

- (1) この条例の適切な運用に関すること。
  - (2) この条例の見直しに関すること。
  - (3) その他市長が必要と認めること。
- 2 委員会は、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項について検証し、審議し、及び意見を述べることができる。
- (1) 協働によるまちづくりに係る推進施策に関すること。
  - (2) 市政への参画に係る推進施策に関すること。
  - (3) 地域コミュニティ活動及び市民活動の促進に係る施策に関すること。
  - (4) その他市長が必要と認めること。

【条文の趣旨】

第25条は、「山口市協働のまちづくり推進委員会」の所掌する事務について規定しています。

【条文の説明】

委員会は、市民の立場からこの条例の適切な運用を進行管理するとともに、市における協働事業や市民活動推進施策等の状況を把握し、その問題点や改善策などについて検証し、意見提言を行うこととしています。

主な所掌事務は、市長が諮問し、委員会が答申する事項として、①条例の適切な運用に関すること、②条例の見直しに関すること、③その他市長が認めること（第1項関係）と、そのほかに協働によるまちづくりや市政への参画の推進施策、地域コミュニティ活動や市民活動の促進に関する施策等について検証・審議し、意見を述べること（第2項関係）としています。

(組織)

第26条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民のうちから公募により選任した者
- (2) 地域コミュニティ関係者
- (3) 市民活動団体関係者
- (4) 事業者
- (5) 教育機関関係者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再委嘱を妨げない。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

【条文の趣旨】

第26条は、「山口市協働のまちづくり推進委員会」の委員構成、委員の任期などについて規定しています。

【条文の説明】

委員会の委員構成は、地域社会を支える各主体により協働のまちづくりを進めるという本条例の基本理念を踏まえ、公募委員をはじめ、地域社会を担う各種の主体や学識経験を有する者等により構成することとしています。なお、委員会の運営に関して必要な事項は、別に規則で定めることにしています。

## 第7章 条例の尊重及び見直し

### (条例事項の尊重)

**第27条** この条例は、協働によるまちづくりの基本原則であり、市民及び市は、この条例で定める事項を尊重するものとする。

#### 【条文の趣旨】

第27条は、この条例事項の尊重について定め、市民と市がこの条例を大切にし、見守り、育てることについて規定しています。

#### 【条文の解説】

この条例は、これからのまちづくりを進めるうえでの指針となる条例です。市民や地域コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政などまちづくりに関わる様々な主体がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。市民と行政は、この条例事項を尊重しながら、協働のまちづくりを進めていきます。また、市でも条例や規則の制定や改廃、解釈、運用、事業の実施など、市政運営にあたっては、この条例の趣旨を尊重することとしています。

### (条例の見直し)

**第28条** この条例は、必要に応じ、見直しを行うものとする。

#### 【条文の趣旨】

第28条は、この条例の見直しについて規定しています。

条例は、社会経済情勢等の変化により必要な見直しが常に行われますが、あえて明示的な規定を置くことで、見直しなどを確実にを行うことを示しています。

#### 【条文の説明】

この条例は、制定すること自体が目的ではありません。市民がこの条例の趣旨を理解し、行動することによってこの条例の価値が高まってきます。

しかし、時代や社会情勢の変化などによってまちづくりの進め方は変わってくることもあります。

また、条例を施行し、運用する中で、想定していないことが発生したり、運用に当たって問題が生じることもあります。

こうしたことから、条例を市民とともに見直しを行い、必要に応じて改正する「市民が見守り、育てる条例」を目指します。

## 第8章 雑則

### (委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 【条文の趣旨】

第29条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めることとしています。

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

#### 山口市協働のまちづくり条例（解説付）

##### 【お問い合わせ先】

山口市 自治振興部 協働推進課 協働推進担当

連絡先 〒753-8650 山口市亀山町2番1号

TEL 083-934-2965

FAX 083-934-2644

E-mail kyodo-s@city.yamaguchi.lg.jp